

2009年ILC年次総会・ 第19回IAGGシンポジウム



ILCグローバル・アライアンス各国理事長

2009年のILCグローバル・アライアンス年次総会はパリで開催された。これは4年に1度開催されるIAGG（国際老年学会）に期間と場所を合わせて開催してきた経緯によるものである。8年前のバンクーバー、4年前のリオ・デ・ジャネイロと同様に年次総会開催と同時にIAGGにおけるシンポジウムも開催したが、今回のテーマは「人口高齢化：人類のための偉大な業績——ILCの展望」であった。

2009年7月5日、ILCグローバル・アライアンス年次総会においては、新たにチェコ共和国の加盟が承認され、アライアンスは総勢12か国となった(米国、日本、フランス、英国、ドミニカ共和国、インド、南アフリカ、アルゼンチン、オランダ、イスラエル、シンガポール、チェコ共和国)。

また、今後ますます拡大が予想されるアライアンスの加盟基準の見直しと今後の展望についての議論が行われた。

さらに、国連やWHOなどの国際機関に対して公式声明を発表していくこと、各国センター間の共同プロジェクトを立ち上げていくこと、各国センター主催の国際シンポジウムへの参加、アライアンスにおける高齢社会基礎データベースの構築などが提案された。それに基づき、10月1日の「国連高齢者の日」に向けたILC声明が発表

された(<http://www.ilc-alliance.org/>)。

老年学の世界的リーダーが集結し、情報と英知の宝庫であるILCグローバル・アライアンスの果たすべき役割の大きさが改めて確認された年次総会となった。

翌日の第19回IAGGのシンポジウムにおいては、ロバート・バトラー ILC米国センター理事長とフランソワーズ・フォレットILCフランスセンター理事長が共同議長となり、長寿(Longevity)を獲得した先進国と依然として短命(Shortevity)である開発途上国の状況を比較しつつ、健康長寿の推進に向けた下記の主要な4つのテーマについて、その課題を探り、今後の展望を検討した。

- ①「世界における人権の擁護と年齢差別とのたたかい」
- ②「健康長寿と経済発展」
- ③「健康的な加齢と予防」
- ④「高齢社会における男女間格差」

シンポジウムの各テーマの発表概要を次ページ以降で紹介する。



第19回IAGGシンポジウム

世界における人権の擁護と年齢差別とのたたかい

サリー・グリーンダロス
ILC 英国理事長

カルヤニ・ウンクレ
ILC 英国研究員

リア・ダイチマン
ILC アルゼンチン理事長

■ イギリス

英国人権擁護協会は、高齢者が人権に対する意識が低いことを問題視し、以下の2つの点が重要であるとしている。

- 福祉サービスにおいては、提供者だけでなく受給者も、サービスの基準や運営内容が人権の枠組みの中に入るのだということに自覚する役割がある。
- 経済が発達し安定した民主主義国家のもとで得ることができる生活状況を、人は平等に幅広く享受できる権利を持っている。

National services Framework for Older People scheme (高齢者のための全国サービス・フレームワーク) のLiving Well in Later Life(高齢期の生活向上)というヘルスケア委員会のレポートによると、成功の鍵となるのは差別問題への取り組みである。これには、年齢差別的態度にかかわる意識改革だけでなく、多様な問題全体に対する意識の向上も含む。

法的観点からは、国連またはヨーロッパ条約において高齢者の権利については別枠を設けようという動きが強化されたのは、高齢者のイメージが「受け身でサポートを必要とする立場」から、「権利を持ち行動的なもの」へ転換したことによるところが大きいと指摘されている。さらに、いかなる国際条約も、政府の責任だけでなく、民営化されたサービスに対する継続した公的機関の監督責任を考慮に入れるべきである。

改定版「欧州社会憲章」の第23条は、高齢者の権利全般の保護を初めて明確に義務化した人権擁護条約規定である。従来の国際法は、1991年の「高齢者のための国連原則」や2002年の「高齢化に関するマドリッド国際行動計画」のように非義務的であるか、あるいは「世界人権宣言」第25条のように一側面にのみ焦点を当てたものであった。

英国人権擁護協会では、1998年の人権擁護決議にお

いて、人々に差別および虐待を受けない権利を与え、公的機関に対しては誠実で思いやりのあるサービスの提供を促した。エイジ・コンサーンの最近の出版物によると、人権擁護の範囲を介護施設入所者にまで拡大したことは、政府がこの決議を承認していることを示しているという。また、財産、施設、サービスなどにおける年齢差別を禁止する条項を平等法案の中に盛り込むという行政の動きにも注目している。さらに、Care Quality Commission (介護の質向上委員会) が新設されたが、法の下で人権を行使する模範的取り組みを発展させるきっかけとなると賞賛している。

2009年2月、年金・高齢化社会大臣であるロージー・ウィントートンは、政府への高齢者の参加に関する論評に対し、「高齢化に関する諮問フォーラム」を新たに導入することにより、高齢者は新しい政策案件、サービス、法律、政府が取り組むべき領域などについて、行政に直接意見を言えるようになるであろうと回答している。このフォーラムの目的は、高齢者の幸福の追求と高齢化社会の可能性および課題を明らかにすることである。

■ 南アフリカ

南アフリカでは長寿を敬う社会的伝統があるが、残念ながら、そのおかげで様々な形の年齢差別が予防されているという結果にはなっていない。高齢者は社会的、身体的、性的、経済的そして精神的に虐げられ、基本的人権は侵害されている。高齢者は家庭や地域のメンバーから虐げられ、魔術から干ばつや洪水に至るまですべての責任を追求され、そのために虐待や暴行を受けたりしている。高齢者は財産を盗まれることが多く、そのうえ金融機関は貸し付けやその他のサービスを拒否するため、経済的にも苦しんでいる。年齢差別はさらに他の分野にも広く見られ、高齢者に対する十分

な医療や法的保護といった基本的権利が守られていない。

● 貧困：ヘルプエイジ・インターナショナル研究報告

南アフリカは、アフリカの中でも高齢化が最も急速に進んでおり、高齢者人口の中で64～73歳の占める割合は1999年で26.5%となっている。高齢者のうち4人に1人は慢性的に貧困状態で、そのうち約90%がアフリカ系である。高齢者人口は男性よりも女性が多く、アフリカ系世帯の42%は世帯主が女性であり、母親よりも祖母が世帯主である傾向が強い。

2003年、南アフリカでの成人HIV感染者は500万人以上おり、この年だけで37万人がエイズで命を落とした。110万人のエイズ孤児のうち60%以上は祖父母と暮らしている。

南アフリカには、孤児を養育するにあたっての高齢者の負担を軽減するため、所得調査に基づいた幅広い社会保障手段が用意されている。しかし実際は、公的年金の受給資格があるにもかかわらず、ほぼ5人に1人は受給できず、養育補助金も10人のうち3人が受給できない状況にある。

アフリカ連合では、これらの問題に優先して取り組む必要があるとの意識が高まってきている。その中でも重要なのは高齢者に対する無償の法的援助の提供である。

しかし、アフリカ人権憲章は高齢者問題への対応策が明確になっておらず、高齢者の権利に関連する政策や法律には、高齢者に対する義務が組み込まれていない。

■ インド

インドの高齢人口は推定8,100万人である。国連の推計では、60歳以上の人口は2030年には1億9,800万人に、2050年には3億2,600万人（インド全体の人口の21%）になる。

今後数十年間増加する60歳以上人口の多くは、中流または上中流レベルの人々である。彼らはハイレベルの職業に

就き、教育を受け、ある程度の金銭的保障があり、経済的に裕福である。

60～69歳は、心身ともに良好な状態にあり、重い障害もなく、活動的な生活を送ることが可能である。70～79歳であっても比較的活動的な生活を送ることができるだけの健康を持ち合わせている。このことは、多くの人的資源が蓄積されていることを示唆している。

一方、核家族化、都市化が進行するとともに、女性の役割や志望の変化、ライフスタイルの変化、労働市場への参加や職場におけるキャリアアップ志向により、介護者不足が問題になっている。

インドでは、1998年に「高齢者に関する国家政策」、1999年には「高齢者年」が宣言され、高齢女性の所得税の課税限度額の引き上げや、高齢者のための国家プロジェクトの開始、高齢者の貯蓄に対する利率の引き上げ、減税措置プログラム、高利回りの高齢者向け特別投資証券の発行などが行われた。

さらに2007年の「親および高齢者の扶養と福祉条例」では、要介護状態の親および高齢者（60歳以上）に、子ども（未成年を除く）または親類（当該高齢者の資産を受け継ぐ予定、または所有している者）を対象として扶養者とする指名権を与えるとともに、指名された者がそれに従わなかった場合、罰金または禁固刑の対象となることが定められた。

■ アルゼンチン

ラテンアメリカは、世界で最も急速に高齢化が進んでいる地域である。2050年までには、人口の30%が60歳以上になる見込みで、その大半は女性である。

ラテンアメリカの人々の多くは、権利の否定、医療不足、雇用機会の制限、不十分な年金支給などの結果、貧困の中で

高齢化が進行している。さらに、失業率や国の負債、社会的不平等のレベルが世界で最も高いことなどが重なり、状況は悪化している。

ラテンアメリカ・カリブ経済委員会(CEPAL)によると、アルゼンチンの従属人口は、現在100人あたり57.7%であるが、2050年までには58.7%に到達するであろうと予測されている。この増加率はわずかであるように見えるが、既に縮小化傾向にある生産労働人口に一層負担がかかることから、従属人口の現在の生活水準を維持するのは一層困難になるであろう。

アルゼンチンにおける高齢化は、他の開発途上国に比べると比較的進んでいるものの、以前より速度は遅くなっている。高齢者の大部分は都市部に居住する傾向が見られる。男性に比べ、高齢女性は1人で都市部に住む人が多い。高齢者にとっては退職金が主要な所得である。現在の国の経済状態により、医療制度は厳しい状況にあり、高齢者に対するケアは全体に行き渡っていない。高齢者介護は家族が主にするべきであるという社会認識が幅広く存在しており、65歳以上の高齢者のうち半数以上が大家族で暮らすなか、家族は、介護とその他のサポート機能を必要としている。

キューバを例外として、ラテンアメリカ諸国の大半において、社会保障制度が発展したのは、非社会主義体制のもとにおいてである。しかし、計画通りに社会福祉制度の確立に成功した例はない。その原因には、アルゼンチンのように、民間企業の抵抗や基金運用の失敗、あるいは真の政治的思想の欠如などが反映された可能性もある。

国家統制主義および市場主義的アプローチが失敗した今、不平等を改善するには、幅広い分野からの団体が参画し、平等運動を普及・啓発していくことが重要だと考えられる。この運動は参加団体により運営され、相互扶助を行いな

かつ最も恵まれない人々を援助し、彼らのニーズをより効果的な手段で行政側に知らせるよう活動している。

■ 年齢差別との戦い：人権的観点

英国人権擁護協会は、『生活向上レポート』第2版の中で、全ての人間の権利を保護および平等化するための方法として、人権擁護法の行使を強く主張した。法的な側面以外においても、人権という言葉やその概念は、不当な扱いに対しての抗議や公共サービスの場において、改善を交渉したりする際に役に立つ。

ルパート・エマーソン(『The fate of Human Rights in the Third World』, World Politics, Vol. 27 No. 2) は、「新興国家(植民地から脱却したアジアおよびアフリカ)は、果たして自分たちの誕生時に謳った勇氣に満ちた希望および期待に忠実にここまで来たのだろうか。自分たちが他人に対して主張して来た素晴らしい原則を自らにも課す姿勢を保って来たのだろうか?」という重要な質問を投げかけている。

平等とは、年齢に関係なく、全ての個人が自分の価値観に従い選択した形で生きることができるようになること。一人一人の異なったニーズや状況や目的が理解され重んじられること。そして、一人一人が公正に尊厳および敬意をもって平等に扱われることである。こうした真の意味での平等を成し遂げるには、年齢差別は、すみやかに撲滅されなければならない。「人権」という観点は、私たちに「人間にとって最も重要なのは、個人の価値の認識と尊厳の保護である」ということを常に意識させる役割を果たすことができる。しかしこれを達成できるのは、文化程度や国の開発シナリオに関わらず、年齢差別や社会的負担がどのように作られているのかについて、国民の認識が広く育っているところにおいてのみである。